

# 令和8年度 港区中学校「学校安心ルール」

生徒の皆さんへ

令和8年4月

○安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、生徒の皆さんがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的としています。

○一人ひとりが約束を守り、自分やまわりも大切にしながら、皆が安心して学校生活を送ることができるようにしましょう。

対応 段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応	
<b>基本的な 約束ごと</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嘘をつかない</li> <li>・ルールを守る</li> <li>・人に親切にする</li> <li>・勉強する</li> </ul>					
<b>第1段階</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業時間におくれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物をかってに使う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導を素直に聞かない</li> <li>・指導を無視する</li> <li>・からかう、ひやかす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物を大切にしない</li> <li>・自分の机等に落書きする</li> <li>・学校の物をかってに使う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりの状況を十分に考えて、下記のような指導を行います</li> </ul>	
<b>第2段階</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業のじゃまをする</li> <li>・授業に関係のない話をする</li> <li>・授業をさぼり教室の外に出る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・からかう、ひやかす</li> <li>・無視する</li> <li>・仲間はずれにする</li> <li>・悪口、かげ口を言う</li> <li>・物をかくす</li> <li>・こわがるようなことをしたり言ったりする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導に対して反抗する</li> <li>・挑発的な態度をとる</li> <li>・バカにしたようなことを言う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の物をこわす</li> <li>・夜中に出歩く</li> <li>・カードやゲーム等で賭けごとをする</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・その場で注意する</li> <li>・個別指導する</li> <li>・家庭連絡をする</li> <li>・自己を振り返る活動をさせる</li> <li>・一定期間の別室における個別指導及び学習指導する</li> <li>・関係諸機関(警察・こども相談センター)と連携し、指導を行う</li> <li>・場合によっては個別指導教室を活用した指導</li> </ul>
<b>第3段階</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業をわざと妨害をする</li> <li>・テストのじゃまやカンニングを繰り返す</li> <li>・学校をさぼり学校の外に出る</li> <li>・校内において、動画を含む撮影行為</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いやがることを無理やりさせる</li> <li>・暴力をふるう(プロレス技をかけるなども)</li> <li>・物を故意にこわしたり、すてたりする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導に対して激しく反抗する</li> <li>・こわがるようなことをしたり言ったりする</li> <li>・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・万引きやバイクの無免許運転・飲酒・喫煙など法律に違反するようなこと</li> <li>・SNSにかかるいじめ等の事案</li> </ul>		
<p>第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為(窃盗や傷害・恐喝行為など)については、学校は教育委員会事務局と連携し、対応について協議する。</p>						

※「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示であり、学校の判断で対応することがあります。

※「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元校長先生等がいつでも丁寧な立ち直り支援を行う場所です。

※安心ルールの内容や表記については、必要に応じて見直しを行い、変更する場合にはその都度お知らせします。